



「輸送の安全の確保に関する命令」の発出

～海上運送法第19条第2項に基づく行政処分～

令和7年5月29日及び6月9日に、当局が下記事業者に対し、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、同事業者が運航する船舶について、関係法令及び安全管理規程の遵守等に違反していることが判明しました。

このため、海上運送法第19条第2項の規定に基づき、輸送の安全の確保に関する命令を発出しましたのでお知らせします。

1. 発出年月日

令和7年8月6日

2. 事業者の名称及び住所

事業者名：和幸船舶株式会社

代表者名：代表取締役 安井 和弥

住 所：兵庫県神戸市兵庫区今出在家町1-5-3

3. 命令の内容

下記①～⑥に係る改善措置について、令和7年9月5日までに当局あて文書にて報告すること。

- ① 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法第18条に基づき、乗組み基準に従った海技免状を受有する海技士を乗り組ませること。
- ② 経営の責任者は、安全管理規程第4条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
- ③ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
- ④ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括するとともに、安全管理規程の遵守を確実に行うこと。
- ⑤ 運航管理者は、安全管理規程第23条に基づき、配乗計画を作成する際において、法定乗組員を適正に確保すること。
- ⑥ 運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、事故の発生を知った時は、速やかに関係官署に事故の概要及び事故処理の状況を報告するとともに助言を求めること。

4. 違反等の概要

令和7年5月25日に岸壁に接触する事故が発生し、同年5月29日及び6月9日に海上運送法第25条第1項の規定に基づく立入検査を実施したところ、関係法令及び安全管理規程の遵守等に違反していることが判明した。

5. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該違反により付された違反点数 27点

当該事業者が付された累積違反点数 27点

配布先
神戸海運記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官
担当：小南、八澤
電話：078-321-7058（直通）